

東大阪市立体育館運営審議会の会議の公開等に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、東大阪市立体育館条例施行規則（令和2年東大阪市規則第19号。以下「規則」という。）第23条に基づき、東大阪市立体育館運営審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準等)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 東大阪市情報公開条例（平成11年東大阪市条例第1号）第6条に規定する不開示情報に該当する事項についての審議が行われる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがある場合

2 会議の非公開の決定は、審議会の会長（以下「会長」という。）が決定する。

(会議開催の周知)

第3条 会議を開催する場合は、事前に次に掲げる事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき、周知することができないやむを得ない理由があるとき、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員
- (5) 傍聴の手続き
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要な事項

(傍聴人の定員)

第4条 会議の傍聴人の定員は、5名以内とし、会議の開催する会場の規模等を考慮し会長が決定する。

(傍聴の手続き)

第5条 会議の傍聴の手続きは、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の7日前までに、傍聴申込書（様式1）をメール、FAX又は郵送で提出すること。

- (2) 傍聴決定者には、特に通知をしないこと。ただし、傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定し、抽選にもれた傍聴希望者にはメール、FAX 又は電話で通知する。
- (3) 傍聴決定者は、会場受付で傍聴受付簿（様式2）に氏名等を記入すること。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、私語、拍手等をしてはならない。

2 会長は、次のいずれかに該当する者に対し、会議の傍聴の決定を取り消し、会議からの退出を命じることができる。

- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 飲食、喫煙、及び酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（議事録要旨の公開）

第7条 公開した会議の議事録要旨は、本市のホームページに掲載するものとする。

（委任）

第8条 この規約に定めるもののほか、会議の公開等に関し運営上必要な事項は、会長が定める。